

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田尻町長 山本 一男

市町村名 (市町村コード)	田尻町 (27362)
地域名 (地域内農業集落名)	田尻地区 (吉見・嘉祥寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月19日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農地所有者の約7割が70代以上、後継者が未定・不在の方が約9割、概ね5年後に農業経営は行わない・わからない方が約5割にのぼるなど、今後、遊休農地が加速度的に増加することが見込まれる。

また、本町は農地は1筆当たりの面積が約700㎡と小さく、道路に接道しない農地が地区の約4割となる300筆程あるなど、営農基盤が脆弱であり、担い手への集積・集約が進んでいない状況である。

こうしたことから、基盤整備の導入等により営農基盤の強化を図るとともに、町内外から農家や農業参入をめざす企業等の多様な担い手を確保することが喫緊の課題となっている。

【地域の基礎的データ】
農地所有者：305名
主な作物：水稻、野菜（玉ねぎ、ネギ、キャベツ、水なす等）

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大をめざす農家や農業参入をめざす企業、集落営農組織等への農地の集積・集約を進めるとともに、機械化等による効率的な営農が可能となるよう基盤整備の導入をめざす。また、都市近郊の立地を活かした観光農業の展開や高収益な作物の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農空間保全地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大をめざす農家や農業参入をめざす企業、集落営農組織等への農地の集積・集約を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
担い手が確実に経営発展できるよう、農地の再配分等により農地の集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業の活用等により、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備導入について検討を進める。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
大阪府やJAとも連携し、町内外から多様な担い手を募集するとともに、農地の紹介や栽培指導、農業機械の貸与など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織の設立等について検討を進め、担い手が引き受けるまでの間、同組織に農作業を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】